



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 ケンコーマヨネーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 炭井 孝志
(J A S D A Q コード 2 9 1 5)
問合せ先 常務取締役 管理部門
部門長 北川 栄一
電 話 03-5317-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第49期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」に関して付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 変更理由

1. 周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、公告方法を電子公告とし、「会社法」(平成17年法律第86号)第939条の規定に基づき現行定款第4条(公告の方法)に所要の変更を行うものであります。
2. 「会社法」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
 - ① 单元未満株式について行使することができる権利を明確化するため、第9条(单元未満株式を有する株主の権利)を新設するものであります。
 - ② 株主総会をより合理的に運営するため、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条第1項の規定に基づき、第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる書面決議を可能とするよう、第25条(取締役会の決議)に第2項を新設するものであります。
 - ④ 取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、「会社法」第426条第1項の規定に基づき、第32条(取締役の責任免除)第1項・第42条(監査役の責任免除)第1項を新設するものであります。なお第32条第1項の新設につきましては、予め監査役全員の同意を得ております。
 - ⑤ 社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるよう、「会社法」第427条第1項の規定に基づき、第32条(取締役の責任免除)第2項・第42条(監査役の責任免除)第2項を新設するものであります。なお第32条第2項の新設につきましては、予め監査役全員の同意を得ております。
 - ⑥ その他全般にわたり、「会社法」規定に則した用語への変更等、所要の変更を行うものであります。
3. 上記1、2の変更に伴い条番号の変更等、所要の変更を行うとともに、一部字句の整備を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、ケンコーマヨネーズ株式会社と称する。</p> <p style="padding-left: 2em;">英文にて社名を表示する場合は、KENKO Mayonnaise Co., Ltd. とする。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 2 条 当社は、本店を神戸市に設置する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. マヨネーズ類、ドレッシング類、ソース類の製造、売買及び輸出入2. 水産物、農畜産物の加工、売買及び輸出入3. 生鮮食料品、加工食料品の製造、加工、売買及び輸出入4. 冷凍食料品、冷凍調理食品の製造、加工、売買及び輸出入5. 食料品加工機械の製造、売買及び輸出入6. 豆乳飲料、乳製品類、野菜・果実飲料、飲料水の製造、売買及び輸出入7. レストランの経営8. 損害保険代理業務9. 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数及び自己株式の買受け)

第5条 当社の発行する株式の総数は、3,350万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

- 2 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(新設)

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

- 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(端株原簿への不記載)

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び自己の株式の取得)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,350万株とする。
(削除)

- 2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

- 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

第7条 当社は、1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない。

(新設)

(株式取扱規程)

第8条 株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、单元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、

(削除)

(单元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 本定款に定めるもののほか必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(新設)

(株主総会の開催地)

第13条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集する。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款

(削除)

第3章 株主総会

(招集者及び議長)

第12条 (現行どおり)

(株主総会の招集)

第13条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の開催地)

第15条 (現行どおり)

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定

に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 株主総会の特別決議（商法第343条の規定による決議をいう。）は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名捺印し、これを当会社に保存する。

（新設）

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の数）

款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の数）

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時をもって終了する。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、その選任の時にける他の取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか当社の業務執行に関する重要な事を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。

第20条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (現行どおり)

(取締役会)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集及び議長)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(新設)

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるほか取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第24条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。

(新設)

(代表取締役)

第25条 取締役会は、決議をもって代表取締役を選任する。

2 代表取締役は、取締役会の決議に従い当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

(役付取締役)

第26条 取締役会は、決議をもって取締役中より取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任するこ

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 (現行どおり)

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 第25条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(代表取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

(役付取締役)

第29条 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定す

とができる。

(相談役又は顧問の委嘱)

第27条 取締役会は、決議をもって当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の報酬)

第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

ることができる。

(相談役又は顧問の委嘱)

第30条 取締役会は、その決議によって当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第33条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第34条 (現行どおり)

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時をもって終了する。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第32条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各監査役に対して会日の3日前に発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。

(監査役会の決議)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第36条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。

(監査役の報酬)

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 (現行どおり)

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 (現行どおり)

(監査役会の決議)

第38条 (現行どおり)

(監査役会規程)

第39条 (現行どおり)

(監査役会議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 計 算

(営業年度及び決算期)

第38条 当社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、毎

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1

営業年度の末日をもって決算期とする。

(利益配当)

第39条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当金という。以下同じ。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第41条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。

以上

年とする。

(剰余金配当の基準日)

第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

以上